

令和8年度 茨城県県北地域資源を活用したインバウンド誘客推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度 茨城県県北地域資源を活用したインバウンド誘客推進事業業務委託

2 業務の目的

茨城県県北地域（※）におけるインバウンド向け観光コンテンツによる誘客促進を行うため、欧米豪をターゲットとして、県北地域の地域資源を活用したガイド付きモデルプランの造成・販売促進を行うとともに、旅行商品の実施体制を整備することにより、県北地域へのインバウンド誘客を促進する。

（※）県北地域・・・日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（木）まで

4 対象市場

本業務の対象市場は、欧州（イギリス、フランス、ドイツ等）、北米（アメリカ及びカナダ）、豪州とする。

5 業務の内容

業務の目的を達成するために、以下の事業を実施すること。

（1）コンセプト策定

観光庁の「観光立国推進基本計画」に定義されるアドベンチャーツーリズム（自然・文化・アクティビティの融合）の要素を反映し、日本の原風景や固有の文化、あるいは未だ広く知られていない日本を求める旅行者やビジネス来訪者などのエクスパットに訴求できるよう、以下のとおり、コンセプトを策定すること。

ア 県北地域の魅力や強み、ターゲットとする欧米豪の市場（以下「ターゲット市場」という。）のニーズを整理し、観光コンテンツ及びモデルプランのコンセプトを設定すること。

イ 策定にあたっては、ターゲット市場の旅行者を取り扱う旅行会社3社以上にヒアリングを行い、調査・分析のうえ、その結果をコンセプトに反映させること。

（2）観光コンテンツプランナーの発掘及び伴走支援

より地域に根差した視点や新たな着眼点からインバウンド向け観光コンテンツを造成できるよう、その過程において以下の取組を実施すること。

ア 観光コンテンツプランナーの発掘・選定

本事業における観光コンテンツプランナーとは、茨城県県北地域の潜在的資源（歴史、自然、文化等）を発掘・編集し、インバウンド向け観光コンテンツの企画・造成を担う人材を指す。

受託事業者は、次に掲げる条件及び方法に基づき、本事業の対象となる観光コンテンツプランナーを選定すること。

【選定対象】

・茨城県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、ガイド業等に従事している者。

- ・ 県北地域の地域資源（自然・歴史・文化等）に深く精通している者。

【選定方法】

- ・ 観光コンテンツプランナーの選定に向けて、広く周知を図り、公募等による募集を行うこと。
- ・ 受託事業者は、県と十分に協議・調整の上、少なくとも3者以上設定すること。

イ 観光コンテンツプランナーの伴走支援（コンテンツ造成）

受託事業者は、選定した観光コンテンツプランナーに対し、ターゲット国・地域を明確にしたインバウンド向け観光コンテンツを企画・造成させること。また、その過程においては、以下の点について伴走支援を実施すること。

【伴走支援の内容】

- ・ ターゲット国・地域の嗜好に合致した、ストーリー性のあるコンテンツ設計支援
- ・ 設計したコンテンツに対するインバウンド向けの適正な高付加価値価格の設定支援
- ・ 多言語対応をはじめとするインバウンド受入環境の整備支援 など
- ・ 伴走支援にあたっては、支援体制を構築し、訪問、Web会議、電話やメール等を適切に組み合わせた手法により密な支援を行うこと。
- ・ 受託事業者は、観光コンテンツプランナーに対して、伴走支援内容に関するアンケートを実施し、その結果に基づき、よりよい伴走支援の在り方について県に報告すること。

（3）モデルプラン造成（磨き上げ）

（1）を踏まえて、県北地域のうち2つ以上のエリアにおいて地域資源を活用したガイド付きのモデルプランを造成すること。

なお、本業務におけるモデルプランとは、（2）で造成した観光コンテンツを宿泊施設や交通手段などと組み合わせた旅行モデルプランを指す。

（4）モニターツアーの実施（磨き上げ）

ア 造成したモデルプランがターゲット市場に適合するよう、それに知見のある者を2名以上誘致し、モニターツアーを実施すること。

イ 実施後には、モデルプランの課題検証を行い、その結果を販売促進に反映させること。また、観光コンテンツプランナーを、課題検証に参加させ、コンテンツの磨き上げを図ること。

ウ 実施にあたっては、県と協議のうえ選定したガイド候補者を同行させるなど、将来的に造成した旅行商品のガイド等を担う人材の育成に努めること。

（5）販売促進

ア 造成又は磨き上げを行ったモデルプランについて、受託事業者が持つ独自の販売ルートやネットワークを活用し、「ガイド付きモデルプラン」へと商品化させて、積極的な販売促進を行うこと。

イ 欧米豪の旅行会社やメディア会社を対象としたファミツアーを2回実施し、（2）で造成した観光コンテンツを含むモデルプランの認知拡大と旅行商品としての取り扱いを促すこと。

ウ ファミツアーの結果については分析し、抽出された課題や改善点をモデルプランのさらなる磨き上げや今後の誘致施策に反映させること。

エ ターゲット市場の旅行会社に対して、個別面談やオンラインセミナー、メーリングニュース等を活用して、モデルプランの取扱いを働きかけるとともに、商品化に向けた海外旅行会

社からの問合せ対応や販売のボトルネックの把握及び解消などを行うこと。

オ 個人旅行（FIT）の需要を取り込むため、東京等の主要都市に滞在する旅行者やビジネス来訪者などのエキスパートに訴求するよう、日帰り体験などオプションツアー需要も想定した商品設計を行い、造成した旅行商品を主要なインバウンド向けOTAに掲載し、予約管理を行うこと。

（6）実施体制の整備

ア 登山・トレッキングに関する専門知識および多様な技能を有するガイド人材を発掘し、質の高いツアーを運営するための育成研修を実施すること。

イ 茨城県が推進する「観光マイスターS級グローバル+」の資格取得をガイド候補者に促し、インバウンド対応が可能な質の高いガイド人材の確保に努めること。

（「観光マイスターS級グローバル+」についての詳細：

https://www.ibarakiguide.jp/ibaraki_meister/meister_top.html）

ウ あわせて、ツアーの安全管理および顧客満足度の向上に資する案内ポイント、留意事項、緊急時の連絡体制や応急対応等を網羅した「ガイドマニュアル」を作成し、現場での円滑なオペレーション体制を構築すること。

（7）独自提案

ア 対象市場から本県への観光誘客に資するために効果的と考えられる独自提案事項がある場合には併せて企画提案を行うこと。

イ 独自提案に要する経費は、委託料の範囲内で実施すること。なお、提案は必須ではない。

6 県の関連事業等との連携

業務の実施にあたっては、茨城県が別に実施する関連事業と効果的に連携するとともに、関係者と連携を図ること。

7 実施体制

本業務の円滑な実施に向け、以下により、必要な人員を確保し、実施体制を構築した上で、業務にあたること。

- ・統括責任者1名を選任し、書面をもって通知すること。
- ・統括責任者は、契約期間中、県と随時打ち合わせ及び進捗状況の報告を行い、業務の円滑な遂行に努めること。
- ・本業務の実施に必要な経験及び能力を有する担当者を確保するとともに、県との連絡調整を密に行える体制とすること。
- ・統括責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

8 著作権の取扱い

（1）本業務において、著作権、肖像権、個人情報等の取扱いには十分注意すること。

（2）本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

（3）受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

- (4) 成果品について、委託者は受託者の許可なく無償で使用・加工できるものとする。ただし、第三者があらかじめ著作権を保有している映像、写真等は除く。

9 成果品等

受託者は業務完了後、委託業務完了報告書（委託契約書様式第2号）とともに、以下のものを委託者へ提出すること。

(1) 提出物

- ・実績報告書 正本1部（紙媒体）及び電子媒体
- ・収支計算書 正本1部（紙媒体）及び電子媒体
- ・その他調査に関連して作成した資料等の電子媒体 1式

(2) 提出期限

令和9年3月31日

(3) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部県北振興局

10 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議をして実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知った時は、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の進捗について随時委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、業務の取組や活動について委託者の指定するSNSで情報発信をすること。
- (6) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (7) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (8) 本業務は内閣府の地域未来交付金を活用して実施する。そのため、以下の経費については原則として交付金の対象とならないため、業務実施の際は留意すること。なお、交付金の対象外経費について疑義がある場合は、委託者を通して適宜、国へ確認を行うこと。

<本業務に関する対象外経費>

○特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

(例)

- ・お試し移住やモニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）
- ・各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
- ・赤字施設への運営費の補てん
- ・金券・クーポン券等発行費
- ・販促物（ノベルティ）の制作に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。）

- ・資格取得に要する経費 など
- 用地取得（区分所有権の取得を含む。）に要する経費
- 拠点整備における基本計画の策定経費や建設の前提となる事項の事前調査費
（例：地質調査費、埋蔵文化財調査費等）
- 提案、企画・立案に関するコンサルティング経費